

福生都市計画地区計画の決定（福生市決定）

都市計画福東地区地区計画を次のように決定する。

名 称	福東地区地区計画
位 置 ※	福生市大字熊川字武蔵野地内
面 積 ※	約 8.1 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、市の南東部に位置し、特定緊急輸送道路に指定されている福生都市計画道路3・4・3の1号線（新五日市街道）に隣接しており、福東総合グラウンド球技場、福東公園・福東トモダチ公園を含む公園、緑地等が連坦する地区であり、周囲には閑静な戸建て住宅地が立地している。</p> <p>福生市都市計画マスタープラン（平成26年3月改定）では、その立地・地区特性を活かした防災拠点として位置づけられており、福生市災害時対応施設整備基本計画では、平常時は学校給食の提供や子どもたちへの食の教育を行う場として、災害時には応急給食や支援物資等の集積・配送等を実施する福東地区の避難所としての機能を併せ持つ防災食育センター（災害時対応施設）を整備するとしている。</p> <p>以上のことから、周辺戸建て住宅地の緑豊かで良好な環境と調和した複合市街地の形成を図るとともに、防災食育センター（災害時対応施設）とその周辺の公園、緑地等の一体的な土地利用の誘導や、防災機能の確保のために建築物等の制限を行い、防災拠点の整備を目指す。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>本地区を4地区に区分し、それぞれの地区特性にふさわしい土地利用を誘導する。</p> <p>《A地区》 平常時には学校給食の提供や子どもたちへの食の教育を行う場としての機能を持つとともに、災害時には帰宅困難者一時滞在施設を兼ねる避難所としての機能、応急給食の実施や備蓄機能を併せ持つ防災食育センター（災害時対応施設）を整備し、地域の防災性の向上を図る。</p> <p>《B地区》 既存の緑を保全しながら、周辺の戸建て住宅地や球技場等と調和した緑豊かな市街地形成を図るとともに、災害時の延焼防止機能の確保を図る。</p> <p>《C地区》 既存の緑を保全しながら、レクリエーション機能の維持・向上を図るとともに、周辺の戸建て住宅地と調和した環境を</p>

		<p>形成する。また、福東球技場等の大規模空地を活用し、災害時における応急復旧等の活動拠点、仮設ヘリポート・駐車場等の機能の確保を図る。</p> <p>《D地区》</p> <p>既存の緑（都市計画道路計画線内を除く。）を保全しながら、レクリエーション機能の維持・向上を図るとともに、周辺地域に潤いをもたらす沿道環境を形成する。また、新五日市街道の沿道立地の特性をふまえ、災害時における一時避難場所、防災倉庫の整備を図る。</p>				
	地区施設の整備の方針	A地区では、周辺の戸建て住宅地への圧迫感を軽減するとともに、周辺の緑豊かな環境と調和するため、緩衝帯としての環境緑地を配置する。				
	建築物等の整備の方針	<p>A地区では、周辺の良好な戸建て住宅地と調和した防災性の高い市街地の実現を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p>C地区では、平常時はテニスコート等のレクリエーション機能を確保するとともに、災害時の応急復旧の活動の妨げになる建築物等を設置しないよう建築物等の用途の制限を定める。</p>				
地区整備計画	位 置		福生市大字熊川字武蔵野地内			
	面 積		約 5.3ha			
	建築物等に関する事項	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長
			その他の公共空地	環境緑地	2m	約 70m
	地区の区分	名称	A地区		C地区	
			面積		約 4.4ha	
建築物等の用途の制限		<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 防災食育センター（災害時対応施設）</p> <p>ただし、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積</p>		<p>次に掲げる建築物等以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 屋外の運動施設その他これに附属するもの</p> <p>(2) 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認められたもの</p>		

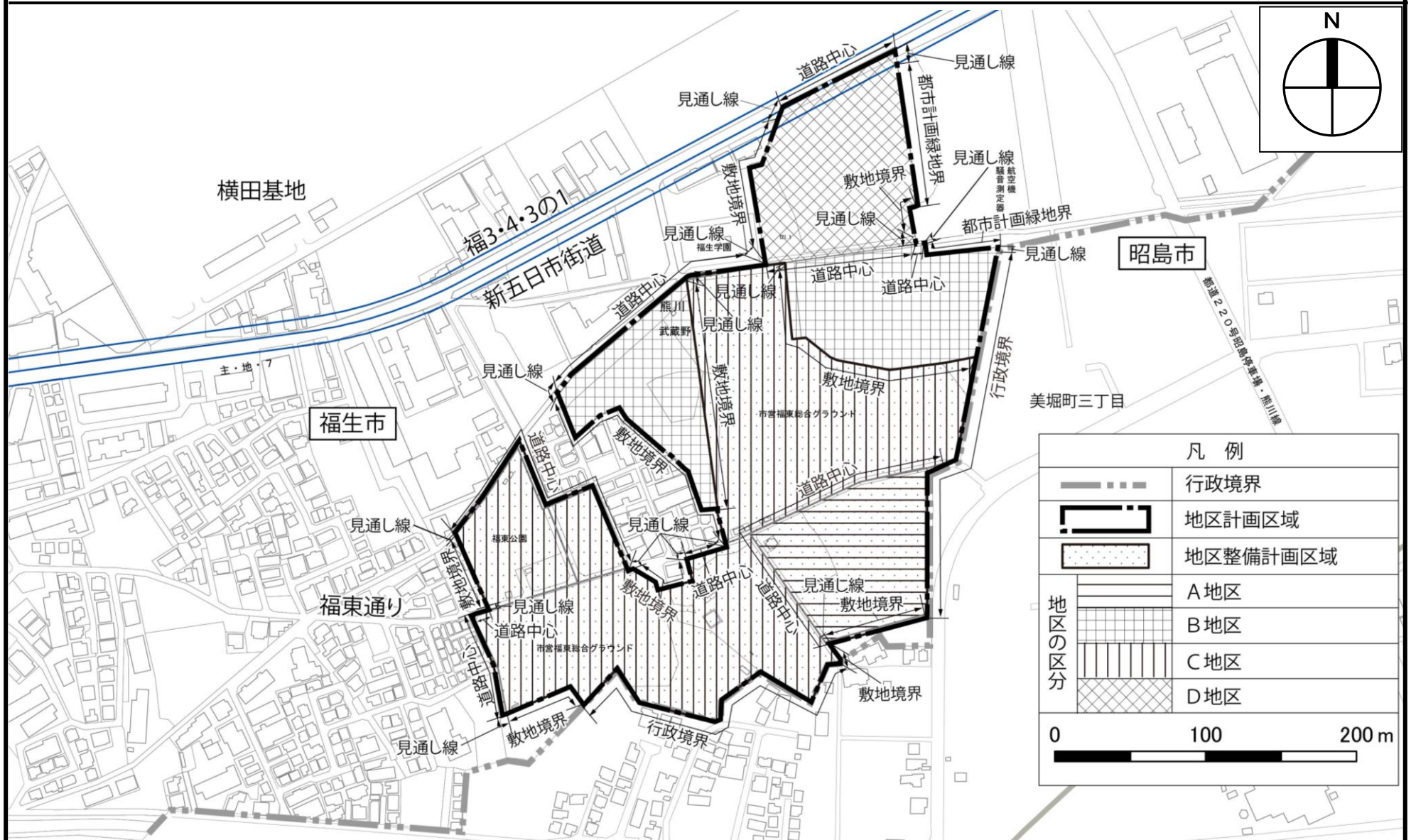
		の合計)が5,000㎡以下のものに限る。 (2)市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めたもの	
	建築物の容積率の最高限度	15/10	—
	建築物の建ぺい率の最高限度	5/10	—
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は計画図2に示す数値以上とする。ただし、1号壁面線が定められた部分で次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以下のとき</p> <p>(3) 自動車車庫で、軒の高さが2.3m以下であるとき</p>	—
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	2号壁面線が定められた部分においては、壁面の位置の制限で定められた壁面線と道路境界線との間の区域には、門、塀、柵、自動販売機等の工作物を設置してはならない。	—
	建築物等の高さの最高限度	15m	—

※は知事協議事項

「地区計画区域、地区整備計画区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」  
理由：周辺戸建て住宅地の緑豊かで良好な環境と調和した複合市街地の形成を図るとともに、防災食育センター(災害時対応施設)とその周辺の公園、緑地等の一体的な土地利用の誘導や、防災機能の確保のために建築物等の制限を行い、防災拠点の整備を目指すため地区計画を定める。

# 福生都市計画地区計画 福東地区地区計画 計画図 1

[福生市決定]

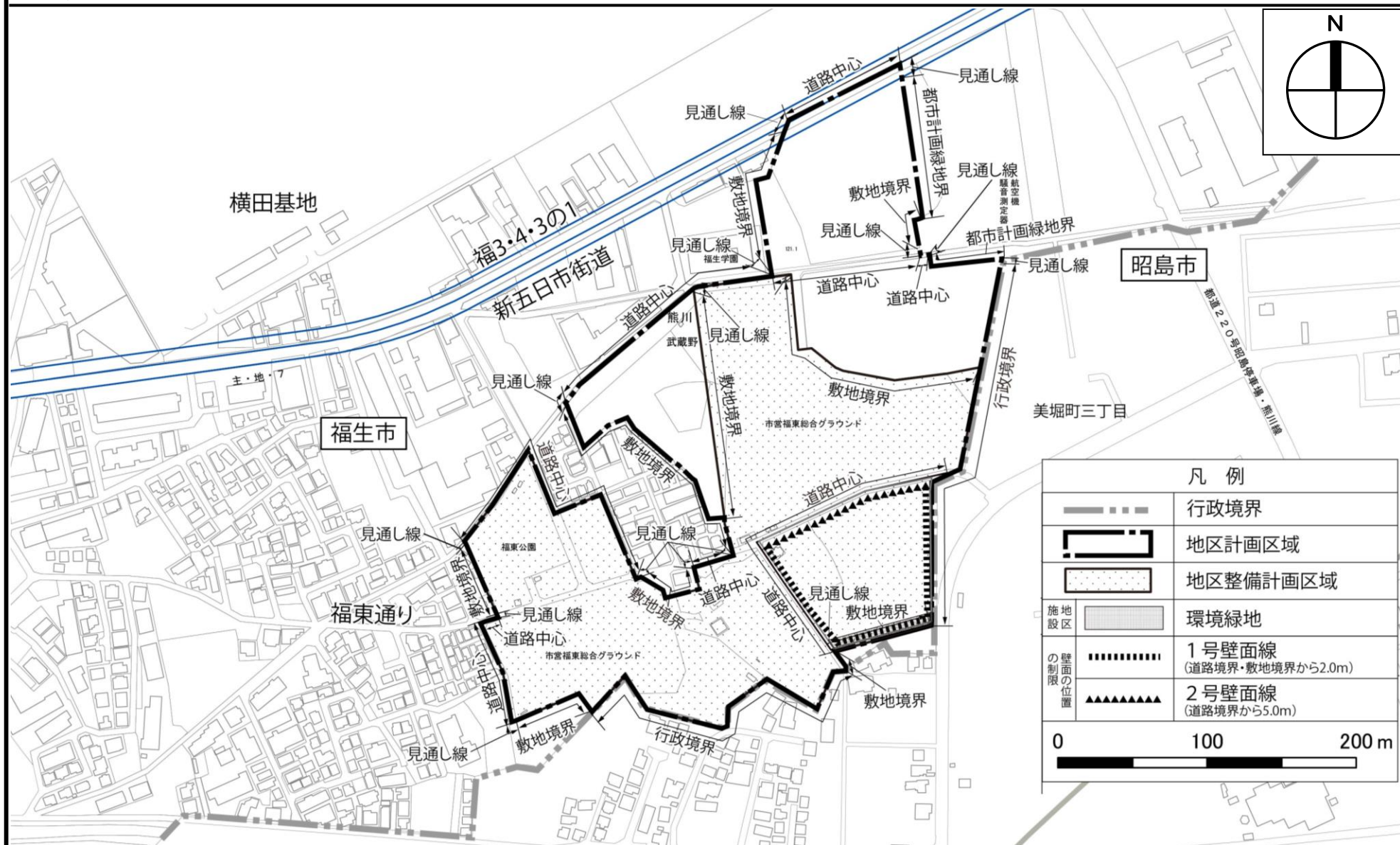


「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）26都市基街測第133号、平成26年9月18日」  
 「この背景の地形図は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。無断複製を禁ず。（承認番号）MMT利許第066号-13 平成26年7月16日」



# 福生都市計画地区計画 福東地区地区計画 計画図 2

[福生市決定]



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）26都市基街測第133号、平成26年9月18日」

「この背景の地形図は東京都知事と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。無断複製を禁ず。（承認番号）MMT利許第066号-13 平成26年7月16日」